

議案第40号

公立大学法人山陽小野田市立山口東京理科大学が徴収する料金の上限の変更の認可について

地方独立行政法人法（平成15年法律第118号）第23条第1項の規定により、公立大学法人山陽小野田市立山口東京理科大学が徴収する料金の上限の変更に関して次のとおり認可することについて、同条第2項の規定により、議会の議決を求める。

令和7年2月20日提出

山陽小野田市長 藤 田 剛 二

公立大学法人山陽小野田市立山口東京理科大学が徴収する料金の上限の認可（平成28年3月25日議決）の一部を次のように変更する。

認可する料金の上限の表中「機器センター装置」を「機器利用料」に改める。

